

## 第2回 海外面的開発に係る公的関与に関する研究会

日 時	2017年10月11日(水) 18時00分～19時50分
場 所	経済産業省別館 1階 108各省庁共用会議室
研究会委員 (敬称略、 五十音順)  ◎:座長 ○:座長代理	<p>大塚 淳 PwCアドバイザリー合同会社インフラ・PPP部門 シニアマネージャー</p> <p>片桐 亮 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社 インフラ・PPPアドバイザリーシニアヴァイスプレジデント</p> <p>佐々木 晶二 国土交通政策研究所 元所長</p> <p>中村 恭一郎 株式会社日本総合研究所 創発戦略センター マネージャー</p> <p>○古澤 靖久 有限責任あずさ監査法人 パブリックセクター本部 シニアマネージャー</p> <p>◎前田 博 西村あさひ法律事務所 弁護士</p>
ゲストスピーカー (敬称略)	前田 充浩 産業技術大学院大学 教授
次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 議事               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)「金融地政学(Financial Geopolitics)への招待 ～ 開発金融のあり方は「軍縮レジーム」と「新興国叩きレジーム」で決まる」</li> <li>(2)「都市鉄道PPPとLand Value Capture」</li> </ol> </li> <li>3. その他</li> <li>4. 閉会</li> </ol>
資 料	<p>「金融地政学(Financial Geopolitics)への招待 ～ 開発金融のあり方は「軍縮レジーム」と「新興国叩きレジーム」で決まる」 「都市鉄道PPPとLand Value Capture」</p> <p>参考資料:「海外面的開発に関連する我が国の既存の公的関与と海外諸国の 代表的な取組」</p>
注意事項	本議事概要の意見にわたる部分は、発言者の個人的見解であり、所属する組織 や国土交通省国土政策研究所の見解でないことをご了承ください。

(1) 「金融地政学 (Financial Geopolitics) への招待

～ 開発金融のあり方は「軍縮レジーム」と「新興国叩きレジーム」で決まる」

- ・ 前田教授が、資料をもとに説明を行った。

(以下、主な発言内容)

■金融地政学とは

- ・ 金融地政学とは、開発金融を国際関係論によって分析するものである。開発金融とは、主に円借款 (ODA) と輸出信用の2つであり、海外でのインフラ建設のために使用される資金である。円借款を開発経済学で捉えると、貧しくて困っている発展途上国の人々を先進国が助ける通常の開発援助の主要なツール、という見方となる。しかし、国際関係論ではそのような見方はしない。
- ・ 開発金融は国益増強のための兵器であると見なされ、安全保障と同様の国際レジームが発生する。各国はできるだけ強い兵器を開発しようとするが、開発にはコストがかかるため、他国と手を組んで国際レジームを形成し、新しい兵器を作った国を封じ込めるということになる。

■金融地政学の基本的な考え方

- ・ 金融地政学はアメリカで構築された理論であり、ウォーラステイン (アメリカの社会学者) の近代世界システム論から生じている。近代世界システム論では、世界を「中心」(大国、先進国) と「周辺」(発展途上国など大国以外の地域) の2つの集団によって構成されるものと捉える。世界は西ヨーロッパが中心であり、西ヨーロッパの制度が周辺国を取り込んでいく (包摂する) ことによって周辺国が近代化する。
- ・ 問題は、「周辺」の中には包摂されることによって経済成長を遂げ、成功する国が出てくることである。そのような国を「新興国」と呼ぶ。良い例が、20世紀末の中国である。成功した「新興国」は勢力圏争奪戦に参入する。
- ・ ここで、2つの国際レジームが構築される。1つは「軍縮レジーム」である (兵器としての開発金融の「軍縮」)。政府開発援助 (ODA) 及び輸出信用は国民の資金が投入されているものである。これら開発金融を強力な兵器とするためには、金利を安くして償還期間を長くすればよいが、それにはお金がかかるのが問題である。したがって、大国同士が手を打って「軍縮」を行うのである。
- ・ もう1つの国際レジームは「新興国叩きの国際レジーム」である。新興国の台頭は先進国にとって、勢力圏の分け前が減るのみならず、既に先進国のブラウンフィールドとなっている勢力圏を取ろうとする、といった点で迷惑この上ないものである。そのため、台頭する新興国は全ての先進国にとっての共通の敵と見なされ、徹底的に叩かれるのである。日本はこの新興国叩きのために先進国がどれだけ阿漕なことを行うかをきちんと勉強しなかった。中国は目の前で日本がとんでもなくひどい目にあっているため、よく勉強している。
- ・ 開発援助をめぐる世界の实情は、先進国 (金を出す側) が援助対象国 (金を受け取る側) に

対して、開発金融を受け取ってくれと、土下座をして頼み込んでいるのが実情である。自国企業の輸出振興のためである。この「土下座競争」は、開発経済学では説明がつかない。金融地政学の出番である。

## ■国際レジームの歴史分析

- ・ このような国際レジームが現実には生じていることを、歴史を紐解きながら事例を用いて説明する。(①～⑨)

### ①軍縮レジーム I 「イギリス v.s. 欧州主要国」

- ・ 世界で初めて開発金融を自国の勢力圏の拡大に使おうとしたのはイギリスである。第1次世界大戦に勝利したものの国が疲弊しており、輸出振興のための兵器が必要となったことから、1919年にイギリスの商務省内に輸出信用局が創設され、輸出信用が始まった。これを見た欧州主要国が次々に真似をし、過当競争、チキン・ゲームが発生した。そこで、最初の「軍縮」のための協定であるベルン協定が1934年に結ばれた。

### ②軍縮レジーム II 「欧州諸国間」

- ・ 第2次世界大戦後、ヨーロッパは戦勝国・敗戦国とも疲弊していた。そこで、勢力圏再争奪戦のために、開発援助(ODA)、輸出信用を次々と供与した。その結果、軍拡のチキン・ゲーム状態が発生した。ODAに関しては1960年に創設された欧州経済協力機構(OEEC)の開発援助グループ(DAG)において、金利や償還期間に関するカルテルが結ばれた。ODAの始まりは発展途上国の援助と言う面もあるが、同時にヨーロッパが自国企業の輸出拡大によって国を復興するためのものという面も強いものであった。輸出信用に関してはOEECでカルテルが結ばれた。

### ③新興国叩きレジーム I & 軍縮レジーム III 「欧州主要国(先進国) v.s. 米国(後発国)」

- ・ 第2次世界大戦後、ヨーロッパにとって最大の敵は、次々と輸出信用を出し、欧州主要国の旧植民地を勢力圏に収めていたアメリカであった。アメリカは輸出入銀行が債権発行(格付けはAAA)によって得た資金を輸出金融に充てているにもかかわらず、ヨーロッパの公的支援が入った輸出信用よりも金利が低く、国力の差が顕著に表れていた。このため、欧州の公的支援入りの輸出信用を対象としたカルテルでアメリカの輸出信用を規制することはできなかった。
- ・ 長らくこの状態が続いたが、第2次石油ショックに伴って米国内の金利が上昇したことで、アメリカの輸出入銀行の出す輸出信用の金利がヨーロッパの公的支援が入った輸出信用を上回るようになった。そこで、アメリカも公的支援付きの輸出信用を開始することとなったので、アメリカ財務省が主導でOECD輸出信用アレンジメントを作り、OECD諸国のODAを含むすべての開発金融の軍縮の国際レジームが成立した。

### ④新興国叩きレジーム II 「西側主要国(先進国) v.s. ソ連(後発国)」

- ・ ソ連は現物返済方式借款を兵器とした。ソ連は現物での返済を認め、発展途上国が利用しやすい開発金融を提供した。例えば、イラクで肥料工場の建設のための開発金融を提供し、その返済は生産された肥料でよいとした。発展途上国にしてみれば、返済のための外貨を獲得する必要がないため大変に魅力的であり、この効果でソ連は東西冷戦における発展途

上国争奪戦を有利に展開した。西側主要国はODAの拡充によって対抗したものの、結局国際レジームが構築されることなく1991年のソ連崩壊を迎えた。

#### ⑤新興国叩きレジームⅢ「英米連合（先進国）v.s.仏（後発国）」

- ・ OECD輸出信用アレンジメントは輸出信用やタイド借款は規制しているが、贈与に関しては何の規制もなかった。そこで、フランスは規制のある輸出信用と規制のない贈与を組み合わせた混合借款の活用をはじめた。この混合借款によってアメリカの勢力圏であった中南米における勢力圏拡大を図り、米国との間で政治問題化した。結局、混合借款は贈与を含めた全体をタイド借款であると見なし、規制の対象として扱われることとなりフランスは屈服した。

#### ⑥新興国叩きレジームⅣ「OECD 諸国（先進国）v.s.日本（後発国）」

- ・ 上記⑤のフランスの道連れとなったのが日本である。1985年にトルコのボスフォラス海峡の第2橋案件のファイナンス供与(2国間タイド)を日本が行うことになった件について、サッチャー首相が政治問題化した。
- ・ これを受けて欧州が、割引率計算方法変更の提案を行った。直接的に日本のタイド借款を規制すると示しがつかないため、計算方式を変更することで他国は今まで通りにタイド借款を続けられ、日本だけがタイド借款を出せなくなるような制度とするものであった。

#### ⑦新興国叩きレジームⅤ「OECD 諸国（先進国）v.s.ブラジル（後発国）」

- ・ 1990年代に、中小型航空機への輸出信用を巡ってブラジルとカナダの対立が激化した。当時WTOでは、輸出補助金禁止協定が定められ、輸出信用を含む輸出補助金は禁止されていたが、OECD輸出信用アレンジメントに則った条件のものを例外として認めていた。ブラジルは、OECD諸国が勝手に決めた条件がOECDに非加盟のWTO加盟国を拘束しており、先進国がOECDで勝手にルールを作っていることを問題にした。ブラジルを納得させるため、OECDの航空機に関するルールをブラジルの意見を踏まえて作り直すこととなった。

#### ⑧新興国叩きレジームⅥ「OECD 諸国（先進国）v.s.中国（後発国）」

- ・ 中国は、OECD輸出信用アレンジメントや、ODAとはそもそも何かについて、非常によく勉強している。開発金融は兵器であり、強力な兵器でなければ中国の勢力圏を拡大できないことを十分に理解した上で、次々に新しい兵器を開発している。1990年代後半以降、中国が開発してくる新たな兵器に対して世界の対応が後手後手に回っていると言える。
- ・ 中国の第1の兵器は、OECD輸出信用アレンジメントに違反する輸出信用・ODAである。中国はOECDに加盟していないため、OECD輸出信用アレンジメントの制約を受けない。なお、中国の一人当たり国民総生産(GNP: Gross National Product)は\$8,000を越えており、間もなくOECDが定義する発展途上国の基準を超えると考えられる。先進国になったからと言って直ちにOECDに加盟しなければならない訳ではないが、批判は強まると考えられる。
- ・ 第2の兵器はソブリン・ウェルス・ファンド(SWF: Sovereign Wealth Fund)である。SWFを世界最大の外貨準備高で作り、政治運用する、というものである。中国の外貨準備高は今や3~4兆ドルであり世界1位となった(日本は1兆ドル)。SWF自体は珍しいことではなく、日本を含め多くの国が保有しているものである。しかし、中国はSWFについて政治運用の可

能性、つまり、国家の目的を達成するためなら利回りを考えずに投資を行うことを示唆し、世界を震撼させた。今のところ、中国のSWFはすべて商業運用されており、1年ごとの利回りが求められるため無茶な投資はできない。しかし、もし政治運用されるようになれば、優れた技術を持ちながらも経営に難のある外国の企業に対して軒並み敵対的買収をかけることが可能である。そうすれば、日本の技術が中国に流出する、世界中の優良企業が中国に買収される、という恐れがある。そこで、2008年春にロンドン市とOECDが共催で中国のSWF政治運用への対抗策を協議するセミナーが開催され、世界中の国際金融担当者が結集した。

- ・ 第3の兵器は国際的な開発構想のイニシアティブ(FOCAC: Forum on China-Africa Cooperation、一帯一路)である。東西冷戦でヨーロッパが疲弊し、援助が激減してアフリカが倒れかけた際、日本は1993年に第1回アフリカ開発会議(TICAD: Tokyo International Conference on African Development)を開催した。アフリカの首相を東京に呼び、日本が援助を提供することを表明した。直ちに中国がこれを真似し、2000年からFOCACを開催している。以降、この2つの会議はライバル関係にあるが、援助額が多く、3年ごとにアフリカと中国で交互に開催するFOCACに対し、日本が劣勢に立たされているのが現状である。
- ・ 第4の兵器は新しい国際開発金融機関(MDB: Multilateral Development Bank)である。中国はアジアインフラ投資銀行(AIIB: Asian Infrastructure Investment Bank)を設立した。当初、透明性を疑問視する声があったが、監査が入るためファイナンス自体はクリーンであり、格付けもAAAを取得し、存在感を発揮している。例えば、一帯一路を実現するために中央アジアの高速道路案件にファイナンスを供与し、その高速道路の存在が中国の国益を大きく増大することになっても、そのファイナンス自体に透明性が担保されていれば問題にならない。AIIBに加え、BRICS投資銀行も設立された。
- ・ ジャカルターバンドンの高速鉄道案件で中国は「ソブリン保証なし」ファイナンスを提示したものの、これが第5の兵器になるかどうかは判然としない。これらの機関により、ADBが日本企業の東南アジア進出にもたらしたのと同じ効果が、今後中国にもたらされる可能性がある。

#### ⑨新興国叩きレジームⅦ「OECD 諸国（先進国）v.s.南部アフリカ（後発国）」

- ・ 日本ではあまり注目されていないが、南部アフリカでは「国際開発金融ネットワーク方式」という新しい取組が行われている。アフリカは、東アジア型のアセンブリー系製造業主導の発展を東アジアの後塵を拝しつつ行うのではなく、開発金融の全く新しいやり方で、一気に持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)を達成することを目指している。

#### ■結論

- ・ 世界中の大国は国益増大のために開発金融を使っている。
- ・ 兵器(開発金融)は強力で、譲許性の高いものであるほどよい。円借款は1950年前半に開発された兵器であり、もはや古くなってしまった。一方で中国や南部アフリカの事例から見るように、他国は次々と新しい兵器を開発している。

- ・ とにかく英知を結集し、すぐに新しい兵器(開発ファイナンス)を開発しないと、日本は今後世界の勢力圏争いで負けてしまう。

## 【主な質疑応答・意見交換】

### ■開発金融による国益獲得について考える体制について

- ・ アメリカの行政、ホワイトハウスの中にも開発金融による国益獲得について専門的かつ長期的に考えている方はいるのか。
- ・ 財務省と議会図書館が行っている。OECD輸出信用アレンジメントはアメリカ財務省のイニシアティブで作られた。
- ・ 日本においてアメリカの財務省や議会のような体制は整っているのか。
- ・ 日本の体制も急速に整いつつある。最新のODA大綱に「国益」という言葉が入れられたことに象徴されている。円借款は経産省、経団連のイニシアティブで始められており、当初からこのような考え方だったが、表に出されていなかった。それが前回のODA大綱の改訂時の議論を踏まえてようやく記載され、今はこの考え方が普及してきた。

### ■案件受注のための取組について

- ・ F/Sを上手く仕込んで必ず日本企業が受注できるような案件を一般アンタイドから出していたが、OECDに止めるように言われたことがある。
- ・ 通常、開発金融を供与する前に規格が決められている。規格を決めるのは被援助国の委員会であり、財務部局以外にも大統領府等すべてのインフラに関する部局にどれだけ入り込むことができるかが勝負となる。
- ・ この点で参考になるのがドイツのシーメンスである。シーメンスは民間企業であるにも関わらず、このような部局に相当入り込んでおり、他国の大統領官邸でばったり出くわすこともあった。

### ■中国が次々と強力な「兵器」を開発していることについて

- ・ 中国が次々と強力な兵器を開発していることに対して、欧州や米国はどのように対応しているのか。特に金融面で新たなイノベーションを起こすという話があったが、日本の今後の方向性を検討する上で役に立つのではないかと考える。
- ・ 米国や欧州諸国は、あるときは中国を叩き、あるときは裏で握って中国の虎の威を借りるなど、知恵を絞って色々なことを行っている。あるところで戦いあるところで上手くやる、生き馬の目を抜く状況である。
- ・ 例えばAIIBは、イギリスが加盟を表明したことによって現在の地位を築き上げることができた。また、アメリカがAIIBに加盟しないのも戦略のためである。他の中国のファイナンスについては様々な対抗策を取っており、例えば一帯一路について外交的な封じ込めや調整を行うなど、ありとあらゆることを行っている。

## (2) 「都市鉄道 PPP と Land Value Capture」

- ・ 片桐委員が、資料をもとに説明を行った。

### (以下、主な発言内容)

#### ■アジアにおける都市鉄道 PPP

- ・ 各都市交通における運賃回収率を見ると、都市交通の整備費用が運賃で回収できているのは、東京、シンガポール、香港のみであり、それ以外の都市では何らかの補助を受けて運営されている。これら3都市の事例は稀なものであり、一般的に都市交通はビジネスとして成り立ちにくく、不動産開発等で補填されていることが多い。
- ・ 2000年代のアジアにおける都市鉄道PPPは、ほぼ失敗している。
- ・ 都市交通の運賃回収率をみても、そもそも都市鉄道は単体で事業性を成立させるのは難しい。その中で、TODの概念(都市開発)や、事業性改善のためにLVCとともに事業を進める必要があるのではないか。

#### ■Land Value Capture とは

- ・ 世銀によると、LVCとはTODを実現する際の公的資金調達方法である。概念自体は昔から存在しており、複雑な手法ではない。単純に言えば、公共交通をつくる際には、施設等もつくり、それを様々な資金調達方法で実施していこうということ。都市交通PPPは単独では事業として難しく、TODの計画だけをぶつけても厳しいものがある。それならば都市交通PPPとTODとLVCをパッケージで実施していけばいいのではないか。この3つが揃えば、交通を中心とした持続的な都市開発が可能ではないかと考えている。
- ・ LVCの手法には、①taxやfeeに基づくもの(Tax or Fee Based LVC)と、②開発に基づくもの(Development Based LVC)の大きく2つがある。一つ一つの手法は新しくはないが、まとめることで新しい概念としている。
- ・ ①は全く新しい手法という感じはなく、土地・財産税、受益者負担金及びTIF(Tax Increment Financing)が例として挙げられる。このうち、TIFは、ロンドンの事例から、世界中でかなり研究されるようになってきている。TIFとは、公共投資によって価値の増加が見込まれる土地・財産税を裏付けとした地方債の発行だが、TIFをどれだけ入れるかが、新しいLVCの手法としてまとめられようとしている。
- ・ 一方で、②の方が有効ではないかというのが今の論調である。②も複雑な考え方ではない。政府が持っている土地や建物を売却したり、民間とJV(Joint Venture)で進めたりすることを新しい手法として提供することが重要と考えている。

#### ■Northern Line Extension (NLE) の事例 (ロンドン)

- ・ Northern Line Extension(NLE)は、Battersea Power Station周辺の再開発のため、新駅整備と3.2kmの地下鉄延伸を実施したものである(2010年竣工)。2011年に、Battersea Power Station周辺をEnterprise Zoneとして指定し、Business Rateの増加分をNLEの整備費用借入金に充てる旨を決定した。Enterprise Zoneは本来固定資産税を下げるための

ものだが、特別会計として見なし、財源を確保する目的で使われた。具体的には、2012年にロンドン市が公的金融機関から借入をする際に、固定資産税の増加分を財源確保分として見なして説明したということで、高度なファイナンステクニックではない。

#### ■Crossrail の事例（ロンドン）

- ・ TIFのような税収ではなく、受益者負担金の事例として有名なのが、ロンドンのCrossrailである。郊外とヒースロー空港及びロンドン市の中心街であるWest Endを結ぶ118kmの都市交通整備事業であり、事業費は148億ポンドと大きく、欧州でも最大の交通事業と呼ばれる。Crossrailという会社が設立され、資金調達を行っている。
- ・ Crossrailでは、全体の4割をLVCで調達しており、インパクトが非常に大きい。PPP/PFI案件化が検討されていたものの、結局はそうしなかった。
- ・ CrossrailのLVCのうち、主要なツールとなっているのがBusiness Rate Supplementである。これはCrossrailの資金調達のためにロンドン市が徴税するものであり、ロンドン市区域における55,000ポンド以上の非居住施設に対し、1ポンドあたり2ペンスが課税された。
- ・ Crossrailという会社はロンドン交通局が完全所有する官の会社であり、官の会社がファイナンスをするという形になっている。このような形態がイギリスでは主流になっている。

#### ■Hyderabad MRT PPP の事例紹介（インド）

- ・ Development-based LVCにPPPを組み合わせているのが、インド、ハイデラバードのMRTの事例（開通前）である。全長72kmのグリーンフィールド・メトロPPP事業で、地下鉄整備だけでなくラスト1マイルをつなぐBRTや歩行環境の整備も計画されている。いわゆるTODであり、沿線109haの開発権も付与されている。
- ・ 売り上げの内45%は不動産開発事業の収入である。当初は、運賃で全部回収しようとしたが、運賃が高くなって世論から大きな批判があった。この事例は開発途上で、まだ成功か失敗の判断ができる段階にないが、今後、他にもLVCとPPPを組み合わせる例が出てくるのではないかと思う。

#### ■まとめの考察

- ・ 都市鉄道のみをPPPで実施すると、事業性が成り立たないと考えられる。契約期間が長いPPPは、事業性の問題に加え、政治的な理由による破綻または契約解除が多い。
- ・ TODや、TODを達成するためのLVCを考えていけるとよい。
- ・ ただし、必ずしも都市鉄道の運営と周辺開発を一体的にPPP事業化する必要はないと考える。ライダーシップリスクを負担しつつ開発も行うのは、日本や海外の企業にとってリスクが大きすぎるのではないか。

#### 【主な質疑応答・意見交換】

##### ■LVC を用いた仕組化について

- ・ 是非こういったことを進めてほしい。開発利益で債券を発行する仕組みなどがあるといい。慶

應義塾大学の吉野先生もそういった論を持っておられた。

- ・ 新興国の経済力を考えると利用料金で回収するのは難しく、LVCは他の回収方法があるということだと理解した。スキームとしては、VGFをかませる形にして、TODの計画策定に日本政府が公団を使って支援する等があり得るのではないかと思った。
- ・ LVC自体がファイナンススキームとして成功しているというよりは、LVCをうまく使って説明しているというのが大事。民間事業者の視点からは、LVCのような説明をうまくしながら、できるだけライダーシップリスクを取らず、Availability Paymentの事業化を進めるという視点が大事。

#### ■国ごとに違う条件について

- ・ 日本でもそうだが、鉄道と開発では時間の捉え方からして全く違う事業である。鉄道は許認可が必要であるが、開発はすぐ着手することができる。また行政を見ても、鉄道は国、開発は地方が担当している。一体化を上手く解きほぐしてあげることで、上手く進むようになるのではないか。田園都市線や阪急のような成功事例もあるので、方策はあるはずである。
- ・ 土地利用や開発制度がきちんと整備されていない国では、技術支援とともに進めるのが大事である。
- ・ 先進国でも、鉄道自体で収益を確保できている国は少ない。事業の収支をどうとるべきか、国ごとに条件が違う。ひとつひとつ解きほぐす必要がある。
- ・ ある国で上手くいった手法でも、他の国に持って行って上手くいくかどうかはわからないと感じている。
- ・ 私自身は、もし相手国に相応しい制度がなければ新たに法律でこれをつくればいいと思っている。むしろ、既に制度があるとそれを変えるのはすごく大変なこと。日本で色々と実験し、実証もされてきたものがベストという仮説をもとに、相手国で積極的な民間提案を行ってもらおう。その際、第三者に対抗案を出すチャンスが与えられておれば足りる、と言うくらいに考えておれば良い。国が主導するのがいいのか、民間提案がいいのかは景気動向や事業の種類によって異なると思うが、やってみる価値はあると考える。

以上

# 金融地政学(Financial Geopolitics)への招待 ～ 開発金融のあり方は「軍縮レジーム」と「新興国叩き レジーム」で決まる

2017年10月11日

産業技術大学院大学教授／国際交流室長

APEN(Asia Professional Education  
Network)事務総長

前田充浩

## 0. 目次

1. 金融地政学の基本的な考え方
2. 国際レジームの歴史分析
3. 日本の戦い
4. 21世紀の展望

## 1. 金融地政学の基本的な考え方

金融地政学(Financial Geopolitics)とは、

開発ファイナンス(開発援助(ODA)、輸出信用等)を  
大国による勢力圏争奪戦の兵器であると見なし、  
開発ファイナンスを兵器とする勢力圏争奪戦のあり方について  
主として国際関係論の方法論によって分析するものである。

c.f.開発経済学／開発援助論では、主たる関心は、ファイナンスを受けた  
発展途上国における経済社会開発に関する効果であるところ、  
金融地政学ではそれには主たる関心はない。

\*国際的には、2009年4月7日、SAIS(ジョンズホプキンス大学高等国際問題  
研究所)公式セミナーで旗揚げ。

## 1. 金融地政学の基本的な考え方

[基本的な考え方]

1. 近代世界システム論流の国際関係論の視点に立つ。すなわち、

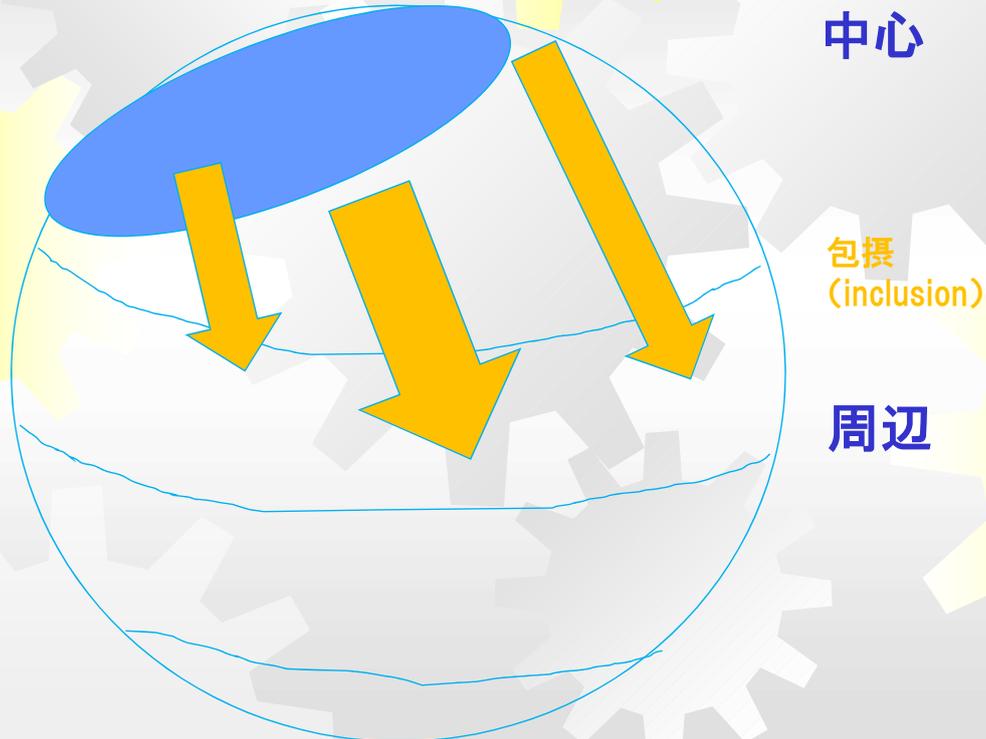
—近代世界システムは、大国(中心、先進国、先発国)とそれ以外の地域  
(周辺、発展途上国、後発国)の2つの集団によって構成される。

—大国は、周辺において、勢力圏争奪戦を展開する。これは近代世界  
システムの「性(さが)」であり、植民地の政治的独立後も変わることはない。

—近代世界システムは安定しない。発展途上国の中から新興国が台頭し、  
台頭した新興国は先発国の既得権益を保持するために造られた国際レジーム・  
ルールの変更を要求するため、先発国との間で対立が発生するためである。

## 1. 金融地政学の基本的な考え方

[近代世界システム論]



## 1. 金融地政学の基本的な考え方

[基本的な考え方]

2. このような近代世界システム上の対立において用いられる兵器として開発ファイナンス(\*)を捉える。  
すなわち、

- 開発ファイナンスは、大国が、勢力圏争奪戦において用いる兵器である。
- 開発ファイナンスは、新興国が、新たに勢力圏争奪戦に参加する際に用いる兵器である。

\* 開発ファイナンス (Developmental Finance)  
発展途上国 (自国内の「市場の失敗ファイナンス」(インフラ整備等)の資金を自国で調達できない国) に対して、先進国または国際機関が供与する、譲許的 (concessional) 条件のファイナンス。ODA、輸出信用等が柱。

## 1. 金融地政学の基本的な考え方

### [基本的な考え方]

3. 開発ファイナンスは勢力圏争奪戦の兵器として用いられるため、それに関する(開発目的の視点とは異なる視点の)国際レジームが構築される。すなわち、

— 勢力圏争奪戦の兵器に関する軍縮のための国際レジームが構築される。それなくしては、軍拡のチキン・ゲームがナッシュ均衡になる。

### 「軍縮の国際レジーム」

— 新興国は勢力圏争奪戦への新規参入に際して通常、先発国よりも強力な兵器(譲許性の高い開発ファイナンス)を開発する。先発国が既得権益を維持するためには、新興国の兵器の使用を押さえる必要があるため、ある種の条件の開発ファイナンスの供与を規制するための国際レジームが構築される。

### 「新興国叩きの国際レジーム」

## 1. 金融地政学の基本的な考え方

### [勢力圏]

1. 20世紀以降、主要先進国は、開発ファイナンスの供与を兵器として、発展途上国を勢力圏(植民地)に取り込む競争を展開しており、それは政治的独立後も変わることはない。

＝ 発展途上国が政治的独立を達成した後も、主要先進国にとって、多くの発展途上国を勢力圏に取り込むことの必要性は、一層強くなっている。

その理由は、20世紀後半の近代化局面におけるリーディング産業が、アセンブリー系製造業であるためである。

＝ (少なくとも)アセンブリー系製造業では、中心的生産工程(収益率が高い)と周縁的生産工程(収益率が低い)が存在する。  
→ 周縁的生産工程を、より好条件で担当する発展途上国(＝勢力圏)が必要になる。

## 1. 金融地政学の基本的な考え方

### [勢力圏]

2. 特定の先進国に対して「投資のパラダイス」(\*)を提供する発展途上国を、当該先進国にとっての勢力圏、と呼ぶ。

#### \*「投資のパラダイス」

以下の条件を備える発展途上国のこと。

- (1)生産コストが安いこと。
- (2)一定水準以上のインフラ整備がなされていること。
- (3)特定の先進国企業の投資について、特に気を遣い、無理を聞くこと。

しかし！

勢力圏は従属理論流の搾取にはならない！

←情報社会学(Info-socionomics)局面遷移論＝文明の進化

## 1. 金融地政学の基本的な考え方

### [勢力圏]

3. ある先進国の勢力圏に入るとは発展途上国の発展戦略において有利(\*)なため、発展途上国は、自ら進んで勢力圏に入ろうとする。  
→複数の先進国に、自らを勢力圏に取り込む競争をするよう仕掛ける。

＝勢力圏争奪戦の主要なイニシアティブは発展途上国側にある！

(先進国(開発ファイナンス供与国)はしばしば発展途上国に自らの勢力圏に入ってもらうための「**土下座競争**」を強いられる。)

#### \*勢力圏に入ることが有利な理由

集積効果(\*\*)により、最終的にハイパー・サイクル(\*\*\*)が回転する。

#### \*\*集積効果

先進国企業が投資先を、先進国政府が開発ファイナンスの供与先を決定する場合には、「すでにある程度の集積がある発展途上国を好む」性向があるため、一旦集積ができあがると、より大きな集積が構成されることになりやすい。

## 1. 金融地政学の基本的な考え方

### [勢力圏]

\*\*\*ハイパー・サイクル

(経済産業省[2005]:貿易、投資、経済協力の三位一体)

宗主国たる先進国と特定の発展途上国の間における、  
開発ファイナンスの供与によるインフラ整備と投資ラッシュとの  
拡大するスパイラル状の連続した動き。

開発ファイナンスの供与によりインフラ整備が進む

→投資ラッシュ

→既存のインフラが不十分、手狭になる

→先進国企業が先進国政府に対して、当該発展途上国への開発  
ファイナンスの供与拡大を要請する

→要請に応じて、開発ファイナンスの供与を拡大し、それにより  
インフラ整備が進む

→さらなる投資ラッシュ

典型的には、1980～1990年代、日本とASEAN諸国との間で成立

タイ:バンコク周辺に日系企業ラッシュ→手狭→円借款でバンコク近郊の工業団地を整備

→日系企業の投資ラッシュ→手狭→円借款でレムチャバン、マプタプットの整備

→日系企業の投資ラッシュ

## 1. 金融地政学の基本的な考え方

### [勢力圏]

4. 勢力圏争奪戦とはしたがって、発展途上国政府に対して、  
より良い条件の開発ファイナンスの供与を提示し、それにより、  
外資政策上特定の先進国を優遇(\*)しようという決定をさせることである。

\*優遇

投資協定、FTAで定められた内容を超えて、

・外資関連法の制定

・外資関連法の運用

・政府調達のス펙クの決定

等において、発展途上国は宗主国企業を優遇できる。

## 2. 国際レジームの歴史分析

### [分類法]

- ・参加者全てが同種の開発ファイナンスを供与している場合、それを規制するための国際レジームを、軍縮の国際レジーム、と呼ぶ。
- ・新興国が、先発国が有していない仕組みの開発ファイナンスを供与している場合、その新興国の開発ファイナンスだけを規制するための国際レジームを、新興国叩きの国際レジーム、と呼ぶ。

- ・先発国とは異なる(一般的に、より強力(譲許的))開発ファイナンスを供与し、それによって勢力圏獲得を新規に進めようとする国を新興国、と呼ぶ。

## 2. 国際レジームの歴史分析

### 1. 原初先発国:英国

[兵器]公的支持を受けた(officially supported)輸出信用  
・1919年(ベルサイユ講和条約)、英国が商務省内に輸出信用局を創設。

### 2. 軍縮 I :英国v.s.欧州主要国

[兵器]公的支持を受けた輸出信用  
・1920年代、欧州主要国が英国同様の輸出信用制度を開始し、軍拡のチキン・ゲーム発生。  
[軍縮の国際レジーム]1934年ベルン協定

## 2. 国際レジームの歴史分析

### 3. 軍縮Ⅱ：欧州諸国間

[兵器]公的支持を受けた輸出信用、開発援助

- ・第2次世界大戦後、欧州主要国は勢力圏「再」争奪戦のために開発ファイナンス供与を拡大し、軍拡のチキン・ゲーム状態が発生。
- ・輸出信用についてはOEEC(元来はマーシャル・プランの受け皿機関)において、開発援助についてはDAG(開発援助グループ、1960年創設)において(\*\*)、それぞれ軍縮の国際レジームを創出。

\* 勢力圏「再」争奪戦

政治的に独立しつつある発展途上国を勢力圏に置くための競争。  
政治的には他国の植民地である(であった)地域を主な対象とする。

\*\* DAGが発展してOECD-DACになった経緯に注意が必要。OECD設置の大目標の1つは、この兵器の軍縮であった。

## 2. 国際レジームの歴史分析

### 4. 新興国叩きⅠ＋軍縮Ⅲ：先発国欧州主要国v.s.新興国米国

[兵器]公的支持なしの輸出信用

- ・第2次世界大戦後、米国は輸出信用により欧州主要国の旧植民地を次々に勢力圏に収める。
- ・制度上の違い(\*)から、欧州主要国は米国の輸出信用に対抗できなかった。
- ・1950年代を通じて、欧州主要国はGATTの場を通じて新興国米国の独自の輸出信用を規制する新興国叩きの国際レジームの構築を模索し、失敗(\*\*)。
- ・1973年第1次石油ショックによる米国内金利高騰により(\*\*\*)、米国は公的支持なしの輸出信用では欧州主要国に対抗できなくなり、公的支持付きの輸出信用を開始。
- 米国議会は米国財務省に公的支持付きの輸出信用に関する軍縮の国際レジームの構築を指示。
- ・1978年12月、OECD輸出信用アレンジメント(軍縮の国際レジーム)成立。

\* 米国輸出入銀行は債券発行で調達した資金により(公的支持なく)輸出信用を供与していた。

\*\* 米国は、公的支持が入っていないことを理由に規制を拒んだ。

\*\*\* 公的支持のない米国の輸出信用の金利が公的支持付きの欧州主要国の輸出信用の金利よりも高くなった。

## 2. 国際レジームの歴史分析

### 5. 新興国叩きⅡ：先発国西側主要国v.s.新興国ソ連 [兵器]現物返済方式借款

- ・第2次世界大戦後、ソ連は現物返済方式借款により新たに独立した発展途上国を次々に勢力圏に収める。
- ・冷戦により国際レジームの構築が不可能であったため、1960年代、1970年代、西側主要国はODA拡充により対抗。
- ・結局国際レジームは構築されず、1991年ソ連崩壊により対立終了。

## 2. 国際レジームの歴史分析

### 6. 新興国叩きⅢ：先発国英国・米国連合v.s.新興国フランス [兵器]混合借款

- ・1978年のOECD輸出信用アレンジメント成立以降、フランスは混合借款(輸出信用+贈与)により中南米等における勢力圏拡大を推進し、米国との間で政治問題化。
- ・1985年、OECD輸出信用アレンジメントの定義改訂(混合借款は、贈与を含めた全体を1つのタイド・ローンと看做す)により、混合借款を規制。

## 2. 国際レジームの歴史分析

### 7. 新興国叩きIV:先発国OECD諸国v.s.新興国日本

#### [兵器]タイド条件円借款

- ・1985年、ボスポラス第2橋案件を契機に、日本のタイド条件借款をサッチャー首相が政治化。
- ・1986年春、フランス(\*)のイニシアティブで欧州が割引率計算方法変更(\*\*)提案。
- ・1986年秋、レーガン大統領より中曽根首相へ、割引率計算方法変更提案受入要請。
- \* 日本包囲網**
- ・1987年3月、割引率計算方法変更を骨子とするOECD輸出信用アレンジメント、フレン・パッケージ合意成立。
- \* 決定的なジャパン・バッシング。爾後、日本のタイド条件円借款供与は極めて困難に。**
- ・1988年、日本はODA第4次中期目標により、アンタイド化へ政策変更(転進?)。
- ・1991年、OECD輸出信用アレンジメント、ヘルシンキ・パッケージ合意により経済(commercially viable)セクター案件への一切のタイド条件ODAローン供与の禁止。  
(アンタイド化推進中の日本は規制導入賛成に回り、米国と共に欧州を説得。)

## 2. 国際レジームの歴史分析

\* フランスは、混合借款規制問題で、「軍資金(War Chest)」を開始した米国レーガン政権と妥協する必要に迫られ、タイド・ローンの規制を強化しつつ、かつ自国に影響が及ばない方法を考案する必要があった。

\*\* タイド借款規制に関する譲許率(CL: Concessionality Level)の計算における割引率を、従来のGE(Grant Element)方式における一律10%から、市場金利(国債利回り+マージン(通常1%))に変更するもの。  
当時、タイド・ローン供与国で低金利国は日本だけであり、本規制で日本のみがタイド・ローンを激減させる義務を負った。  
市場金利(当時の日本は国債市場が未発達であったため、長プラを使用。)によっては、金利をマイナスにしなくてはタイド・ローンが出せないこととなった。  
(当時、大蔵省は、金利1%を下回る円借款供与に難色を示した。)  
当時のフランスは高金利国であり、国債利回り+マージンは10%に近く、計算方法変更による影響は軽微であった。

## 2. 国際レジームの歴史分析

### 8. 新興国叩きV:先発国OECD諸国v.s.新興国ブラジル [兵器]外交力

- 1990年代、中小型航空機に関する輸出信用を巡って、カナダとブラジルの対立が激化。
- ブラジルは、WTOの場(\*)で、そもそも先進国がOECDで勝手にルールを作っていること自体を問題化(\*\*)。OECD諸国は震え上がる。
- とりあえず、DSで指摘された輸出信用アレンジメントの制度上の不備(\*\*\*)を埋めるための改訂を行った(2003年)。
- 2002年、ブラジルとOECD主要国(米国、EU、カナダ、日本)と非公式会談。
- 2005年、OECD非加盟国であるブラジルを含めてOECD輸出信用アレンジメント航空機セクター了解改訂交渉開始。
- 2007年、改訂成立。リオ合意。

## 2. 国際レジームの歴史分析

\* DS(Dispute Settlement)46(1996-2001年)、70(1997-2000年)、222(2001-2003年)。

\*\* WTO輸出補助金禁止協定では、WTO加盟国は輸出補助金を出してはいけないことになっている(輸出信用は、定義上輸出補助金に当たる)ものの、OECD輸出信用アレンジメントに則った条件のものを例外として認めている。ブラジルは、OECD諸国が勝手に決めた条件がWTO加盟国を拘束することを問題にした。

\*\*\* DS222は、OECD加盟国の合意だけで本文とは異なる内容のルールが適用になること(コモン・ライン)、及びアレンジメント逸脱条件に対するマッチング規定等が、アレンジメントの制度に加われない非OECDのWTO加盟国に対して差別的な効果を持つとして、そのような制度を改訂しない限り、輸出補助金禁止規定の例外扱いを継続することは問題があると指摘した。

## 2. 国際レジームの歴史分析

### 9. 新興国叩きVI:先発国OECD諸国v.s.新興国中国

#### [第1世代兵器]

:OECD輸出信用アレンジメントの規制を受けない低利融資(2国間)  
(1990年代～、特に2000年代初頭)

- ①輸出信用(export credit)と援助信用(aid credit)の未分化  
(中国輸出入銀行のみならず、各省庁が個別に供与。制度の標準化なし。)
- ②譲許性の高すぎる輸出信用
- ③譲許性の低すぎる「タイド条件」援助信用

\*中国は、「金持ちクラブOECD加盟は一流国の証」として喜んでOECDに加盟  
(OECD設立は1961年。日本の加盟は、IMF8条国移行(1968年)前の1964年。)  
した日本の事例を研究し、事あるたびに「中国は発展途上国」を強調している。  
(例えば、李若谷・中国輸出入銀行総裁(2006年))

→中国のGNP(2016年、World Bank Economic Outlook Database):8, 113ドル。  
卒業(GNI over \$12,745 in 2013)まで間もなく

## 2. 国際レジームの歴史分析

### 9. 新興国叩きVI:先発国OECD諸国v.s.新興国中国

#### [第2世代兵器]

:政府系ファンド(SWF)(?)

・2005年から2006年にかけて、中国の政府系ファンドが政治運用  
(The Political Operation of the Sovereign Wealth Fund)(\*)  
される可能性に世界中が震撼した。

\*SWFは商業運用(Commercial Operation)されるため、1年毎の利回りが  
求められる。

→政治的な目的のために無茶なことはできない。

政治運用では、①数十年の期間における利益、さらには、②政治的目的を  
達成するための経済的損失の甘受、が可能になるため、国益増大という  
国際関係上の強大な兵器となる。

・当時日本では、「優れた技術を持ちながら経営に難のある」大企業・中小企業  
に対して軒並み敵対的買収をかけられることを危惧した。

・OECD主催で中国等のSWF政治運用に対する対抗策を協議するセミナー  
が開催された(2008年4月、ロンドン)。

## 2. 国際レジームの歴史分析

### 9. 新興国叩きVI:先発国OECD諸国v.s.新興国中国 [第3世代兵器]

:国際的な開発構想のイニシアティブ  
(FOCAC、一帯一路)

・インフラ開発に関する国際的な開発構想を提示し、イニシアティブを採る。

(FOCAC:Forum on China-Africa Cooperation)

2000年:北京

2003年:アジアスアベバ(エチオピア)

2006年:北京

2009年:シャルム・エル・シェイク(エジプト)

2012年:北京

2015年:ヨハネスブルグ(南ア)

(TICAD:Tokyo International Conference on African Development)

1993年:東京

1998年:東京

2003年:東京(「援助より貿易を」、NEPADとのハーモナイゼーション。)

2008年:東京(東アジアの成功体験のアフリカへの普及)

2013年:東京

2016年:ナイロビ(アフリカ側開発銀行の「覚醒」)

## 2. 国際レジームの歴史分析

### 9. 新興国叩きVI:先発国OECD諸国v.s.新興国中国 [第3世代兵器]

:国際的な開発構想のイニシアティブ  
(FOCAC、一帯一路)

一帯一路に対する対抗概念の例

:APEN Conference on Asia-Africa Aerial and Optical Silk Road  
(Bandung, November 11-12, 2015)

→「空のシルクロード」として「エアロトロポリス・ネットワーク構想」を提唱



## 2. 国際レジームの歴史分析

APEN Conference on Asia-Africa Aerial and Optical Silk Road  
(Bandung, November 11-12, 2015)



## 2. 国際レジームの歴史分析

APEN Conference on Asia-Africa Aerial and Optical Silk Road  
(Bandung, November 11-12, 2015)



## 2. 国際レジームの歴史分析

### 9. 新興国叩きVI:先発国OECD諸国v.s.新興国中国 [第4世代兵器]

:MDBs(AIIB、BRICS投資銀行)

(AIIB: Asian Infrastructure Investment Bank )

2013年10月:- 習近平 アジア太平洋経済協力会議(APEC)首脳会議で提唱

2014年4月: 李克強 ポアオ・アジア・フォーラム(BFA)

第13回年次総会で提唱。

2014年10月24日: 設立覚書(MOU)に調印(北京、21か国)

2015年1~2月: 日本、米国、「透明性」、「審査能力」等を疑問視

2015年3月12日: イギリス外務省参加を表明

2015年3月16日: フランス・ドイツ・イタリアの参加報道

2015年3月26日: 韓国参加表明

2015年3月28日: ロシア、ブラジルが参加表明

2015年3月29日: オーストラリアが参加表明

2015年3月31日: ブラジル、スウェーデンが参加表明

2015年4月15日: 中華人民共和国財政部が創設メンバー国57か国を発表

(BRICS投資銀行)

2014年BRICS首脳会合(フォルタレザ行動計画)

## 2. 国際レジームの歴史分析

### 9. 新興国叩きVI:先発国OECD諸国v.s.新興国中国 [第4世代兵器]

:MDBs(AIIB、BRICS投資銀行)

・金融地政学上の関心は、

①MDBsの運営におけるイニシアティブが、中国の国益増大につながるかどうか。

→MSBsのガバナンス上、容易ではない。

→BRICS銀行の存在意義! ?

②新たな「兵器」(勢力圏獲得により大きな効果のあるモダリティの  
開発ファイナンス)を開発しているか。

→公開情報を見る限り、「譲許的ローン」中心であり、新たな「兵器」(\*)は  
目立たない。

\* 当面考えられる新たな「兵器」の例

・証券化

・全面的なプロジェクト・ファイナンス

・クラウド

・Fin-tech

・人工通貨

・ブロック・チェーン

## 2. 国際レジームの歴史分析

### 9. 新興国叩きⅥ:先発国OECD諸国v.s.新興国中国 [第5世代兵器]

:開発ファイナンスの新モダリティ

- ・2015年バンドン—ジャカルタ高速貨物鉄道で「ソブリン保証なし」ファイナンスを提示。  
→今後も「無茶に見える」新モダリティを次々に提示する可能性あり

## 2. 国際レジームの歴史分析

### 10. 新興国叩き(?)Ⅶ. 先発国OECD諸国v.s.新興国南部アフリカ :国際開発金融ネットワーク方式

・SDGsの達成を、開発銀行の国際ネットワーク主体で実現しようとするもの。  
(TICAD「東アジアの成功体験を…」に対するアフリカ側の反発)

#### ①TICAD6サイド・イベント・セミナー(ナイロビ、2016年8月26日)

Towards expanding and Deepening Partnership through DFIs by Global and Regional Cooperation  
(前田、パネリストとして参加)

#### ②The Global CEO Forum of DFIs(ハボロネ、2016年11月2~4日)

・DFIとしてのSDGs戦略  
(H.E. Patrick Dlamini南部アフリカ開発銀行総裁Opening Remarksで前田への言及有)

## 2. 国際レジームの歴史分析

### 10. 新興国叩き(?)Ⅶ. 先発国OECD諸国v.s.新興国南部アフリカ :国際開発金融ネットワーク方式

(開発ファイナンスのモダリティ上の特徴)

- ・開発銀行間の国際協調融資(東アジアでは見られなかった)
- ・PPPに重点
- ・プロジェクト・ファイナンスに重点

(民間金融機関の未発達から、pure coverはあまりやらない)

(証券市場の未発達から、証券化もあまりやらない)

→この手法が軌道に乗り、少なくともアフリカにおける「プロジェクト争奪戦」で効果を生んだ際に先発国は「封じ込め」るか？

## 3. 日本の戦い

[概要]

- ・1988年ODA第4次中期目標でグローバル・アンタイド化を表明して以来、タイド条件円借款を減らし、アンタイド化を推進。(1991年ヘルシンキ・パッケージ合意時には米国と連携して欧州を説得。)
- ・1996年にはアンタイド化率100%を達成。

**しかし!**

- ・1997年に再度政策変更を行い、爾後、円借款のタイド化を推進。
- ・1999年以降、ヘルシンキ・パッケージの例外措置である大臣レター(\*)を日本のみ、3度に亘り発出。
- ・2002年、タイド化のために作った各種の制度を2002年にSTEP(本邦技術活用支援)制度に統一。
- ・2002年、OECDでタイピング・ステータスの一致を表明。

**\*大臣レター**

:OECD輸出信用アレンジメント、ヘルシンキ・パッケージでは、経済(commercially viable)セクター案件へのタイド条件ODAローンの供与は禁止されるものの、例外措置として、書簡大臣からOECD事務総長宛のレターを発出すれば供与は認められる。ただしこのレターは一般公開され、発出国が国際レジームを無視してタイド条件ODAローン供与を強行することを世に知らしめるので、各国に対して萎縮効果を持つ。

### 3. 日本の戦い

[アンタイド化推進時(1988－1997)の日本の戦略]

①円借款による輸出振興政策(量的拡大)

:アンタイド条件でも一定割合を日本企業が受注できれば、円借款の量を拡大させていけば引き続き相応の輸出振興効果を得ることができる。

\*円借款の案件を日本企業が受注することが目的

:タイド条件であれば目的はそのまま達成できる

:アンタイド条件の場合には、国際競争入札において日本企業が落札できなくては意味がない。

:→1990年代に日本企業の受注率激減(10%未満に)

### 3. 日本の戦い

[アンタイド化推進時(1988－1997)の日本の戦略]

②投資環境整備政策

:1985年プラザ合意以降の円高により日本企業の対外直接投資が激増。

:投資先としてのアジア諸国(発展途上国)の投資環境は、特にインフラ整備面において不十分であり、多国籍企業化した日本企業は、それら発展途上国の投資環境整備を日本政府に要望。

→Japan ODA Model

\*発展途上国の投資環境整備が進むのであれば、アンタイド条件でも意味がある(当該建設案件を必ずしも日本企業が落札しなくても良い)

\*アンタイド化推進時には、輸出振興効果はなくともこれだけで円借款の意味があると考えられる向きもあったものの、1997年に政策変更された。

### 3. 日本の戦い

[アンタイド化推進時(1988-1997)の日本の戦略]

#### ③アジア工業化政策

:1980年代後半以降、特にASEAN諸国を対象に、日本が第2次大戦後日本国内で実施してきた開発主義型産業政策を直裁に移植しようとする政策を展開。

→New AID Plan

→ASEAN産業高度化政策

→CLM-WG

\* 円借款はおろか、そもそも基本的にはODAを使わない。

\* 情報社会学で言う「智のゲーム」

### 3. 日本の戦い

[再タイド化推進時(1997-)の日本の戦略]

#### ①円借款による輸出振興政策

:アンタイド条件円借款による輸出振興は極めて困難になった

←量的拡大は困難になった

←国際競争入札における日本企業の落札率も低い水準を推移している

:このため、円借款による輸出振興のためには、新たなタイド条件円借款の制度を創出することが必要になった。

:1997年のアジア通貨危機後、

・地球環境対策案件

・公害対策案件

・人材育成・中小企業育成支援

等の分野を対象とするタイド条件円借款制度を次々に設立

:2002年にそれらをSTEP(本邦技術活用支援)に統一

:1997年以降、タイド条件円借款供与拡大を目指しているものの、OECD輸出信用アレンジメントのヘルシンキ・パッケージ合意による規制のため大幅な増大は困難になっている。

### 3. 日本の戦い

[再タイド化推進時(1997-)の日本の戦略]

①円借款による輸出振興政策

①-2. エンジニアリング・サービス

エンジニアリング・サービス

:案件を、設計部分(エンジニアリング・サービス)と建設本体部分とに分割し、前者をタイド条件、後者をアンタイド条件にする。

(全体の90%超をアンタイド化でき、かつ設計を日本企業が有利な仕様にしておくと、本体部分で国際競争入札をかけても相当割合で日本企業が落札できる。)

→OECDで問題視され、議論の結果日本は孤立し、2002年9月にタイピング・ステータスの一致(タイドータイドかアンタイドーアンタイドのどちらかにする)を表明

### 3. 日本の戦い

[再タイド化推進時(1997-)の日本の戦略]

②投資環境整備政策

:引き続き推進

→Japan ODA Model

しかし、国益(日本の開発ファイナンスによる投資環境整備により日本企業にとっての「投資のパラダイス」を獲得する)のためには、量の問題。

\*すでに1994年タイ政府高官。2000年頃にはタクシン首相。

\*Hudson Institute “Official, Private Investment, Philanthropic and Remittance Flows from OECD Donor Countries to Developing Countries”によると、2008年には(単位:10億ドル)

Remittances=181、Private Investment=121、Official flows=121、  
The Center for Global Prosperity Flows=53

### 3. 日本の戦い

[再タイド化推進時(1997-)の日本の戦略]

#### ③アジア工業化政策

:アジア通貨危機を契機にアジア側からの要望が激減。  
事実上終焉。

→情報社会学「智のゲーム」:西東冷戦史観

東(欧米):市場メカニズム重視の新古典派経済学

→ワシントン・コンセンサス(\*)

→貧困削減「世界の援助潮流」

西(日本):開発主義

→村上泰亮・GLOCOM学派

→GRIPS

→公文俊平・グローバル開発主義

→産業技術大学院大学・Collective Genius

\*ワシントン・コンセンサス(国際経済研究所(IIE)ジョン・ウィリアムソン(1989年))  
:累積債務問題を悪化させないで発展途上国が経済成長するための「最大公約数」たる政策。1. 財政赤字の是正。2. 補助金カットなど財政支出の変更。3. 税制改革。4. 金利の自由化。5. 競争力ある為替レート。6. 貿易の自由化。7. 直接投資の受け入れ促進。8. 国営企業の民営化。9. 規制緩和。10. 所有権法の確立。

### 4. 21世紀の展望

1. 近代世界システムにおいては、今日なお、いやむしろ今日一層強く、勢力圏争奪戦が展開されている。

→勢力圏は、製造業の投資市場のみならず、資源、国際レジーム造りにおいても重要である。

→新興国の台頭が相次ぎ、勢力圏争奪戦のプレイヤーが激増し、かつ新興国の勢力圏獲得能力が強い。

「個別プロジェクトの落札」(\*)だけではなく、国全体を勢力圏として獲得する戦略が必要である。

\*「個別プロジェクトの落札」だけの戦略で対応すると、足下を見られ、「土下座競争」に巻き込まれ、買い叩かれる。

:(価格)一供与する開発ファイナンスの譲許性

## 4. 21世紀の展望

2. 今日の日本は、勢力圏獲得能力を大きく落としている。  
勢力圏獲得に重要な役割を果たす発展戦略(イデオロギー)については、  
日本国内においても今日判然としない。  
(開発主義を続けるのか？放棄するのか？修正するのか？  
放棄するならば新しい発展戦略は何か？)

3. 勢力圏争奪戦の兵器たる開発ファイナンス、特に主力の円借款制度  
については、勢力圏争奪戦の兵器としては、時代遅れ、劣化しつつある  
(開発援助の手段としては引き続き有効である。)

- ・「卒業」国向けの開発ファイナンスが存在しない
- ・ファイナンスの仕組みが兵器としては劣化している(\*)
  - 額(数桁の違い?)
  - 手続き(迅速化で頑張るとしても外交手続きは必要)
  - そもそも金融技術として

## 4. 21世紀の展望

4. 21世紀の日本にとって、勢力圏争奪戦から撤退することはあり得ないだろう。  
ならば、勢力圏獲得能力を高めなくてはならず、すなわち、  
①発展途上国に対して自信を持って唱道する(情報社会学で言う「智のゲーム」  
に勝利する)発展戦略をもたなくてはならない。

②新たな開発ファイナンスの仕組みを構築しなくてはならない。

5. 新たな開発ファイナンスについては、

- ・現下の発展途上国にとって、他国、他の主体が提示するファイナンスよりも魅力的なものでなくてはならず、
- ・そのためには、現下の金融技術の「いいとこ取り」をしなくてはならない。

→このようなことをすると、1968年当時の金融技術を前提にしているODAの  
定義とは合わなくなるから、「脱ODA」を決意すべきである  
(日本の供与する開発ファイナンスがODAにカウントされるかどうかは気にしない。  
ODAにカウントされないファイナンスをも積極的に活用する。)

## 4. 21世紀の展望

the Post-ODA based categorization of developmental finance?

ODA based categorization (est. 1968 in OECD)

developmental assistance    ODA    bilateral    grant  
loan  
technical assistance  
multilateral  
OOF  
PF

\*not including recently developed financial technology

\*hardly thinking that non-governmental entities would take an important roles

\*reflecting aid activities at that time ( i.e. technical assistance as grant)

## 4. 21世紀の展望

the Post-ODA based categorization of developmental finance

developmental finance    equity  
loan    corporate    sovereign  
sovereign guarantee  
non-sovereign  
project    sovereign  
sovereign guarantee  
non-sovereign  
guarantee  
grant

## 4. 21世紀の展望

例えば...

プロジェクト型ファイナンスを続ける場合には、少なくとも、

- ①コーポレート・ファイナンス(債務持続性の影響を受ける)からプロジェクト・ファイナンスへ
  - ②ローンから証券化へ
  - ③プロジェクト全体に対するファイナンスからViability Gap Financingへ
  - ④政府のみによるファイナンスからPPP(官民協調)ファイナンスへ
  - ⑤日本のみによるファイナンス(All Japan)から各国(官民)の金融機関、投資家を招く中でのファイナンス・オーガナイザーの役割(Japan Initiative)へ
- という発想を持つことが必要ではないか。

セクター・ファイナンスを拡大する場合には、勢力圏獲得に繋がるための制度的担保が必要ではないか。



## 都市鉄道PPPとLand Value Capture

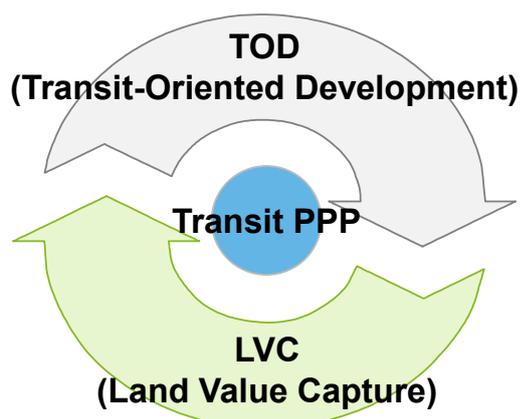
シニアヴァイスプレジデント 片桐 亮

デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社  
2017年10月11日

都市交通PPPは、TODの概念とともに、LVCを意識した事業化が進められる必要がある

LVC(Land Value Capture) = 土地開発利益還元

LVCとは、  
公共交通志向型開発(Transit-Oriented Development)を実現するにあたっての、  
公的資金調達方法



交通を中心とした  
持続的な都市開発が可能

# LVCの手法には、直接公共が費用を回収するTax Fee Basedと、周辺開発に伴い間接的に公共が費用を回収するDevelopment Basedのツールがある

## LVCの手法

Tax or Fee Based LVC	土地・財産税	・ 土地建物の評価額に対する課税。一般財源化されることが一般的
	受益者負担金	・ 公共投資から直接便益を享受する地権者等に対して課される負荷税または負担金
	TIF (Tax Increment Financing)	・ 公共投資による再開発によって将来増加が見込まれる土地・財産税を裏付けとした地方債の発行
Development Based LVC	土地の売却または賃貸	・ 公共投資によって価値の増加が見込まれる公共が保有する開発用地または開発権の売却または賃貸
	共同開発	・ 交通事業者と開発事業者が一体となった駅舎開発と隣接開発と一体事業化
	空中権の売却	・ 公共投資の資金を調達するため、規制緩和等を行い、容積率等の増加による開発の権利を売却
	土地区画整理事業	・ 特定のエリア地権者が土地の一部を抛出し、公共投資の一部の資金に充当
	再開発スキーム	・ 地権者と開発事業者が共同事業体を設立し、細分化された土地を統合し、新たな道路及びオープンスペースを抛出

出所: Suzuki et.al. (2015) "Financing Transit-Oriented Development with Land Value", World Bank Groupより作成

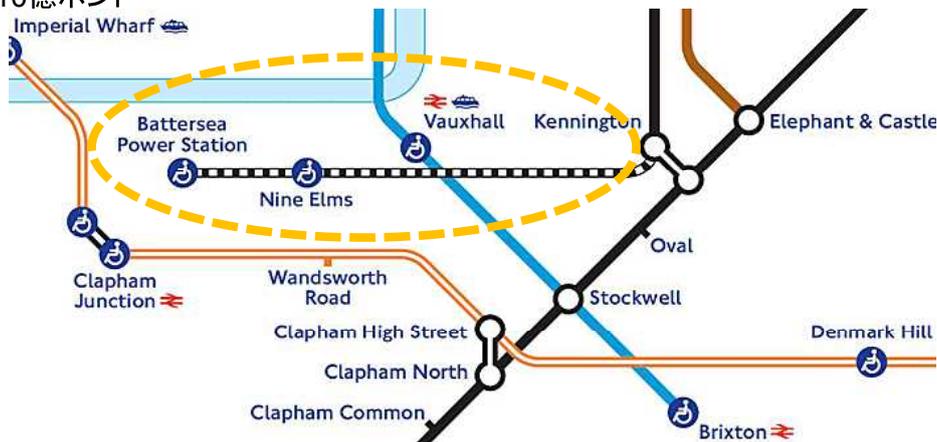
3

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Financial Advisory LLC.

## ロンドンのNorthern Line Extensionにおいては、将来における沿線開発の資産税向上部分を返済原資とした資金調達を行い、メトロの延伸を実現した

### LVCスキーム事例①《TIF》 Northern Line Extension(英国)

- ・ Vauxhall、Nine Elms及びBattersea一体の再開発を推進するため、新駅整備と3.2kmの地下鉄延伸
- ・ 2011年秋の予算編成において、財務大臣がBattersea周辺をEnterprise Zoneとして指定し、25年間にわたる域内のBusiness Rateの増加分をNLEの整備費用借入金に充当できる旨決定
- ・ 2012年にGreater London AuthorityがPWL Bより10億ポンドの借り入れを行うことを承認
- ・ 返済原資確保のため、各種LVCに係る手法を活用
- ・ 事業費は約10億ポンド



※Enterprise Zoneとは、元来英国の開発誘導のためBusiness Rateを減免するエリアとして指定。NLEの例では、TIFのためのゾーンとして指定  
 ※Business Rateとは、英国の非居住用(事業用)資産(店舗、事務所、倉庫、工場など)に対する評価額をもとに課税される固定資産税

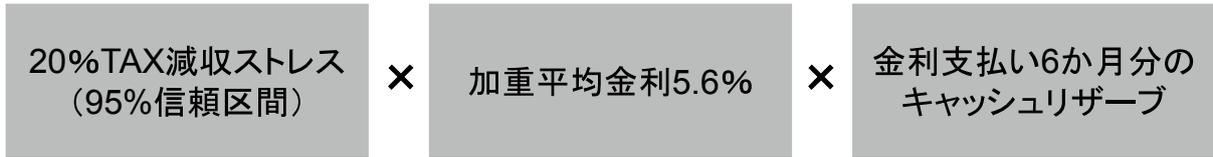
4

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Financial Advisory LLC.

TIFの概念導入にあたっては、感応度調査等のキャッシュフローシミュレーションにより、実現性可能な検討を行っている

## LVCスキーム事例①《TIF》 Northern Line Extension(英国)

(1)25年間におけるTIF(Business Rate等におけるEnterprise Zone内の税収増額分)



(2)バラにおける開発負担金関連の収入

Greater London Authority内のWandsworth及びLambethの収入(単位:百万ポンド)



出所:Raco(2016) "Britain for sale? perspectives on the costs and benefits of foreign ownership", Transport for London "Northern line extension Factsheet I: Funding and finance"より作成

ロンドンのCrossrailでは、特別法等を整備の上、周辺開発における受益者負担の仕組みを構築した

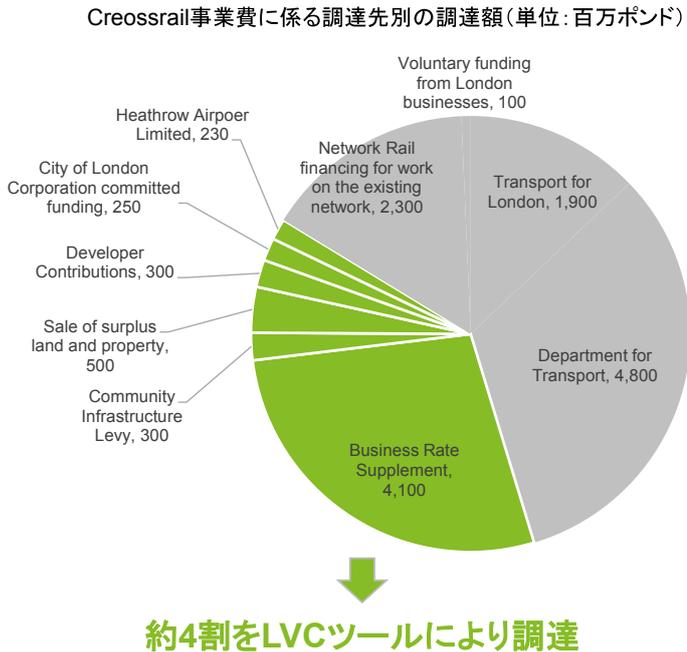
## LVCスキーム事例②《受益者負担金》 Crossrail(英国)

- ・ 郊外とヒースロー空港及びロンドン市の中心街であるWest Endを結ぶ118kmの都市交通の整備事業
- ・ 2001年、Crossrailプログラムの実行会社であるCrossrail Limitedが国交通省及びロンドン交通局のジョイントベンチャーにより設立され、2008年にロンドン交通局の完全所有会社となる
- ・ 2011年に事業化が承認され、2012年よりトンネル工事開始、2019年より開業予定
- ・ 事業費は148億ポンド



# ロンドンCrossrailの事例では、LVCのツールを活用し、巨額の整備費用の約4割を回収している

## LVCスキーム事例②《受益者負担金》 Crossrail(英国)



- Business Rate Supplement (BRS)**
- Community Infrastructure Levy (CIL)**
- Developer Contribution**

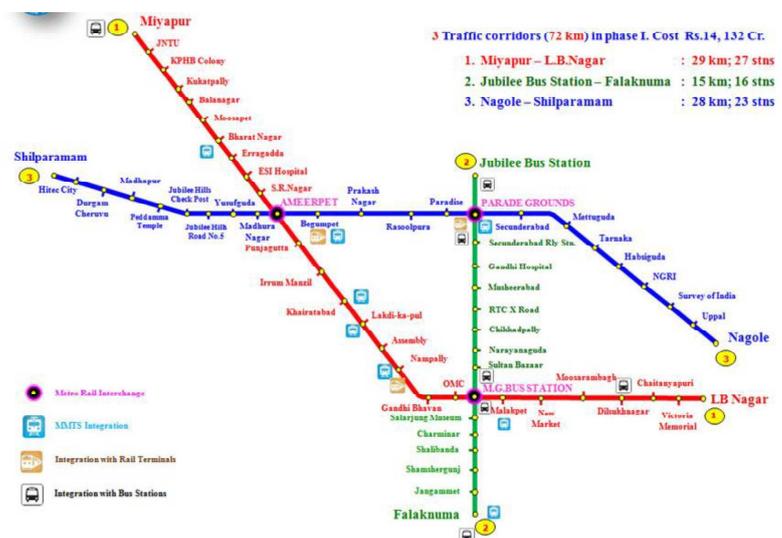
- Crossrailの資金調達手段とするため、2009年に法制化 (Business Rates Supplement Act)されGreater London Authorityが課税
- Greater London Authority区域における55,000ポンド以上の非居住施設に対し、1ポンドあたり2ペンスが課税
- BRSの収入は特別会計に繰り入れられ、返済等に活用
- 2010年にインフラ整備に係る受益者負担の制度であるCommunity Infrastructure Levy Regulationが施行
- Crossrail整備資金長谷津のため、Greater London AuthorityがCILを定め、徴収
- ロンドン中心部及びノーザンアイルにおける465㎡以上のオフィス等の開発事業者に対し、Greater London Authorityとの間で開発負担金に係る協定を締結

出所: National Audit Office(2014) "Department for Transport Crossrail" より作成

# ハイデラバードにおけるMRTのPPPでは、沿線開発の開発権を含めた事業化がなされている

## LVCスキーム事例③《Development-Based LVC》 Hyderabad MRT PPP(インド)

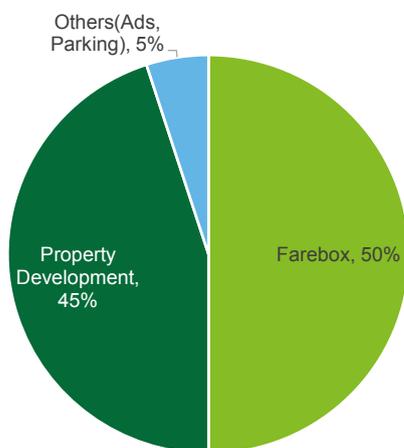
- 旧市街地、製薬企業ゾーン、研究機関をつなぐ、全長72km、66駅を設置する世界最大のグリーンフィールド・メトロPPP事業
- 地下鉄整備に加え、ラスト1マイルをつなぐ、BRTや歩行環境の整備等も含まれる
- コンセッション期間35年間、25年間の延長オプションあり
- ライダーシップリスクはコンセッションネアが有し、コンセッションに加えて沿線109haの開発権を付与される。最低収入保証等の補助制度はなし
- インド財閥であるL&F社が受注、投資規模は27億米ドル(その他開発費用として4.1億米ドル)



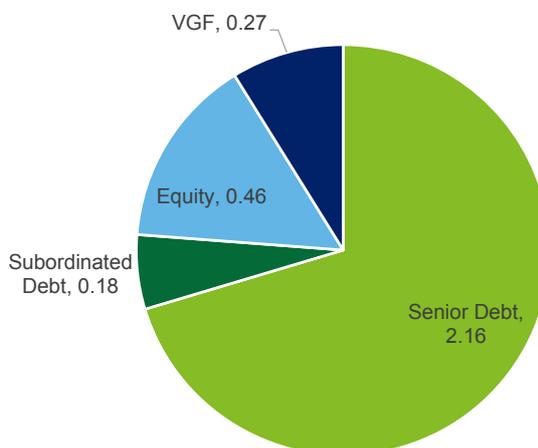
Hyderabad MRT PPPでは、運賃収入と開発事業収入が約半々となっており、補助金の額も1割程度となっている

### LVCスキーム事例③《Development-Based LVC》 Hyderabad MRT PPP(インド)

Hyderabad MRT PPP売上構成モデル



Hyderabad MRT PPP資金調達構成



出所: Hyderabad Metro Limited(2013) "Hyderabad Metro Rail in PPP Mode"より作成

### これまでの議論を踏まえて考察は以下のとおり

- 都市鉄道の運営に係るPPP単体では、ビジネスがスケールせず、運賃が高止まり、または多額の公的運行補助が不可欠となる場合が多い
- 上記理由から、長期契約であるPPPは、政治的な理由等から破綻または契約解除となるケースが多い
- したがって、都市鉄道PPPの成功にあたっては、TODやLVCといった隣接開発を含めた事業化を志向する必要がある
- ただし、必ずしも都市鉄道の運営と周辺開発とを一体的にPPP事業化することのみが解決策でもない(むしろ事業リスクが高まる可能性もある)
- 公共セクターや現地交通運営事業者にLVCスキームを導入を促すことで、周辺開発による価値向上部分を整備費用の一部に充当させるとともに、都市開発部分のパートナーとなることで、都市交通運営に係るリスクを遮断することも可能

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

	日本	海外諸国
案件組成プロセス	<p><b>計画</b></p> <p>&lt;上流計画策定支援等&gt;</p> <p><b>地域開発計画、マスタープラン策定支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東アフリカや西アフリカにおける複数国を対象に国境をまたぐ地域開発計画の策定支援</li> <li>民間の意向を個別ヒアリングし、我が国企業を対象に調査骨子案の説明会を開催し情報提供を実施</li> <li>フィリピンの都市交通マスタープラン策定支援</li> </ul>	<p><b>【フランス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水メジャー (Veolia, Suez Environment) の両社の資本が入った会社 (マルセイユ水道サービス) の会長が、世界水フォーラムを主催する WWC (世界水会議) の代表を務めている関係で、同フォーラムでは、仏水メジャーの意向が色濃く反映された関係宣言が出され、各国の水整備政策にも影響</li> <li>水メジャーは、計画段階から関与することで早期に情報を入手し、受注につなげている</li> </ul> <p><b>【英国】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合コンサルタントが機能しており、川上の計画段階から関与し、川下までの受注につなげている</li> </ul>
	<p><b>調査</b></p> <p>&lt;FS (事業可能性調査)・実証事業&gt;</p> <p><b>FSの実施、資金提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本方式の地デジ、緊急警報放送、光ブロードバンドネットワーク、物流等の F/S や実証実験を中南米やアジア 諸国で実施</li> <li>大規模インフラ (プラント、橋梁、鉄道等) において、デザインビルド方式や工事請負事業者に設計段階から参画させる包括的建設サービス方式等で発注される案件への対応を促進するため、FS に係る資金等を支援</li> </ul> <p><b>実証事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NEDO 実証事業を通じて、省エネルギー、再生可能エネルギーに係る我が国の先進的な技術・システムについて相手国政府・企業と協働で実証を実施</li> <li>我が国の先進的なインフラ、交通サービス等の相手国にとっての有効性を実証し、導入・展開を図るための事業化の実証支援</li> </ul>	<p><b>【フランス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フランス国鉄 SNCF は、相手国政府・関係者との MOU 締結・入札支援を含む FS を実施</li> <li>川上では、計画段階から国営の鉄道コンサル Systra が介入し、川上から川下までの包括的な提案を相手国へ実施。企業コンソーシアムを組む他、Systra は民間 Alstom からの出向者を受け入れるなど人的交流もある。</li> </ul> <p><b>【ドイツ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ドイツ復興金融公庫 (KfW) グループがドイツおよびその他の欧州企業の FS に係る費用を融資</li> </ul>
案件形成	<p>&lt;情報収集&gt;</p> <p><b>相手国ニーズ把握のための情報収集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ASEAN におけるフードバリューチェーン構築に向けた調査を実施</li> <li>ASEAN における運輸・交通分野の案件発掘・形成調査、中南米における水・衛生や運輸・交通分野の情報収集・確認調査等を実施</li> </ul> <p><b>インフラプロジェクトに関する情報収集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在外公館にてインフラプロジェクト専門官が現地のインフラプロジェクトに関する情報の収集・集約を実施</li> <li>JETRO インフラコーディネーターの設置、インフラマップの作成</li> </ul>	<p><b>【ドイツ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ドイツ貿易・投資機構 (GTAI) が EU、WB、ADB、AfDB といった機関及びデータバンクとライセンス契約を結び、入札情報を収集し、民間企業に提供</li> </ul> <p><b>【韓国】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外インフラ受注・投資支援センターを中心に整備された統合支援システムにより、国内企業、金融機関、専門家等への円滑な情報提供のための双方向統合コミュニケーションチャンネルを構築。入札に関する政策、受注ガイドライン、各国際開発金融機関等の人員採用等に関する広範な情報を提供</li> </ul>
	<p>&lt;パッケージ化 (体制の整備) &gt;</p> <p><b>コンソーシアム形成促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ジャパン・パッケージ」形成機能の強化</li> <li>国内企業の結集や、ジャパン・イニシアティブを確保した、海外企業との協働等によるコンソーシアム形成を支援</li> </ul> <p><b>川上から川下までの一貫した取り組みへの支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業運営権獲得を視野に入れた、資金協力を含めたパッケージ提案 (運転・保守管理を担う現地人材育成を含む) を途上国政府にすることによって、案件組成を加速</li> <li>我が国公的機関の有する総合的ノウハウ等を積極的に活用</li> </ul> <p><b>面的プロジェクトの形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高速・都市鉄道などの交通インフラと周辺開発との組合せや、基盤インフラ整備と都市開発の組合せ等の面的プロジェクトの形成</li> </ul>	<p><b>【英国】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>官が整備した「チーム UK」は、英国の複数企業がコンソーシアムを組み、オール英国で入札できるよう政治的に支援する予定</li> </ul> <p><b>【ドイツ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済エネルギー省 (BMWi) の下に新設された戦略的海外プロジェクト室では、民間企業から大規模案件の相談があった場合に、政府機関・省庁との調整と政策支援に関するアドバイスを実施</li> <li>ドイツ国際協力公社 (GIZ) は、インフラ輸出のメインプレーヤーである Siemens 社と持続可能な都市開発を行うための協力関係を構築 (技術面から効果的な提案が可能な Siemens と上流の案件組成に強みを持つ GIZ が連携) し、都市開発の上流から影響を与えることが可能となっている</li> </ul> <p><b>【米国】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>USITA (商務省国際貿易局)、州政府が海外企業のリサーチや米国企業と海外企業のマッチングを行っている</li> </ul> <p><b>【シンガポール】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府系企業である テマセク・ホールディングスや、各業界の政府系企業がコンソーシアムの中心となっている</li> <li>シンガポールでは、政府が相手国政府との協議を通じた案件の発掘や、共同開発事業の枠組みの形成を行っている</li> </ul> <p><b>【韓国】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公企業と国内中小企業で構成されるエネルギー分野の事業別チームを通じて、公企業の海外ネットワークを活用した市場開拓の派遣、展示会の開催を支援</li> <li>大企業が中小企業と協働で海外に進出する場合、公的金融の優遇金利を提供</li> </ul>
ファイナンス検討	<p>&lt;円借款・海外投融資案件形成&gt;</p> <p><b>有償勘定技術支援の積極活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有償勘定技術支援の積極活用による円借款・海外投融資案件の形成促進、STEP 案件の実施の拡大</li> </ul> <p><b>案件形成スピードの迅速化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本企業の参画が期待できるアンタイト円借款案件のコンサルタント調達の前倒し、随意契約の積極検討等の迅速化策を実施</li> <li>早い段階での「プレ・プレッジ」の実施促進、FS 担当コンサルタントとの随意契約による詳細設計の実施、OECD 通報の前倒しの着実な実施により、円借款の政府関係手続期間を重要案件について最短 1 年半まで短縮</li> </ul>	<p><b>【韓国】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外インフラ受注・投資支援センターを中心に整備された統合支援システムによって、事業モデルの開発支援を実施 (韓国の公企業が強みを有する分野 (都市開発、水資源等) に IT を繋ぎ合わせることで、韓国企業に適合する投資開発型事業の高付加価値事業モデルを開発)</li> </ul> <p><b>【フランス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フランス開発庁 (ADF) が ODA 借款を行う際、融資実施時のサポートとして金融支援にかかわる管理業務、資金拠出業務、人材トレーニング等を実施。資金供与を行う際、8 割以上のケースで技術支援 (専門家や訓練等) のコンポーネントを含めている</li> </ul>
	<p>&lt;PPP/PFI 支援&gt;</p> <p><b>VGF (Viability Gap Funding)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発途上国政府の実施する PPP インフラ事業に対して、原則として日本企業が出資する場合において開発途上国が SPC に供与する採算補填 (VGF) に対して VGF 円借款を供与するもの。活用事例は確認できない。</li> </ul> <p><b>EBF (Equity Back Finance)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発途上国政府・国営企業等が出資をする PPP インフラ事業に対して、日本企業も事業運営主体に参画する場合、相手国の公共事業を担う SPC に対する相手国側の出資部分に対して EBF 円借款を供与。</li> <li>EBF 借款第一号はバングラデシュ向けに平成 27 年度に E/N 締結</li> </ul> <p><b>PPP インフラ 信用補完スタンド・バイ借款</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>途上国政府がオフテイク契約の履行保証や短期的流動性供給に必要な資金を確保するために、同政府の要請に基づき当該資金を貸し付け、政府とオフテイカーの信用力を補完することをもって、官民の適切なリスクシェアリングに基づく PPP インフラ制度整備を促進するもの。活用事例は確認できない。</li> </ul>	<p><b>【英国】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府内支援組織である Infrastructure and Projects Authority が、政府内を横断的に結び付け、公的資金による PPP/PFI を含むインフラ投資支援を行っているほか、PPP/PFI に関する規則の作成や情報発信も実施</li> <li>※主に国内事業に対する支援</li> </ul> <p><b>【カナダ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の PPP 事業を支援 (アドバイス、資金提供等) する機関として政府が PPP Canada を設立</li> <li>※主に国内事業に対する支援</li> </ul> <p><b>【オーストラリア】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PPP 事業の実施前に、政府が事業内容を投資銀行やアドバイザー、出資者等に説明し、反応を確認</li> <li>※主に国内事業に対する支援</li> </ul> <p><b>【シンガポール】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポールの都市ソリューションの知見を相手国に提供する政府機関である SCE (Singapore Cooperation Enterprise) が、相手国政府に対して PPP プロジェクトに関する技術的アドバイザー・シンガポール企業の融資獲得支援を実施</li> </ul>

	<p><b>&lt;リスクマネーの供給（公的金融）&gt;</b></p> <p><b>JICA 海外投融資</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年 9 月～平成 28 年度末までに 5 件の出融資を承諾</li> <li>ドル建て融資スキームの活用</li> <li>出資比率規制の柔軟な運用・見直し</li> </ul> <p><b>JBIC 融資、出資</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JBIC 輸出金融における 3 割ルールを柔軟化、ローカルバイヤーズクレジットの運用</li> <li>現地通貨建てファイナンス支援の強化</li> <li>市中銀行との協調融資において、必要な場合には、市中優先償還を柔軟に適用し、民間銀行の参加を促進</li> </ul> <p><b>NEXI 貿易保険</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>案件の事業期間の長期化に対応</li> <li>事業終了後の外国政府等による契約違反リスクをカバー</li> <li>非常危険のカバー率の上限を 97.5%から 100%に拡大</li> </ul> <p><b>JOIN 出資</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>官民ファンド JOIN による支援</li> </ul> <p><b>「川下」の事業会社等に対する公的信用（投資金融、出資、投資保険等）の積極的付与</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インドネシアの電力分野において我が国企業が事業運営に参画するプロジェクト向けに 3 件の支援実績あり</li> </ul>	<p><b>【英国】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>英国輸出信用保証書 (UKEF) が充実した輸出金融商品を提供。国際開発省 (OFID) が ODA (原則として無償) を提供</li> </ul> <p><b>【ドイツ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商品の製造から最終的な支払までをカバーする貿易信用保証</li> <li>主に政治的なリスクを保証する投資保証</li> <li>原材料に関わる商業的リスク、政治的リスクを保証する統合融資保証</li> </ul> <p><b>【米国】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米国輸出入銀行 (Ex-Im US)、海外民間投資公社 (OPIC) が保証や保険 (商業的リスク、ポリティカルリスク、テロ等)、直接融資等を実施。プロジェクトを対象とする支援を中心的に行っている</li> </ul> <p><b>【中国】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アジアインフラ投資銀行、シルクロード基金、中国輸出入銀行、国家開発銀行が「一帯一路」構想の実現に向けたインフラ整備について融資</li> <li>最大の議決権保有国として MDB (AIIB) に対する影響力を行使し、「一帯一路」構想の実現に有益となる融資案件を形成</li> </ul>
事業実施	<p><b>&lt;事業実施支援&gt;</b></p> <p><b>JOIN による事業参画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地事業体へ人材 (役員・技術者) を派遣し、操業リスクを軽減</li> <li>JOIN が政府出資機関として事業参画することにより、交渉力を強化し、政治リスクを軽減</li> </ul> <p><b>トラブル対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約者と受注日系企業との間でしばしば発生する契約上のトラブルへの対応</li> </ul>	<p><b>【シンガポール】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポールの都市ソリューションの知見を相手国に提供する政府機関である SCE (Singapore Cooperation Enterprise) が、シンガポール企業と共同で相手国政府に対するアドバイザー・プロジェクト運営を実施</li> </ul>
運営管理	<p><b>&lt;相手国のインフラ運営・維持管理能力向上支援&gt;</b></p> <p><b>運転・保守管理を担う現地人材育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日系企業の現地拠点におけるインフラの設計、運転・保守管理等の幅広い実務に携わる現地人材の育成支援</li> </ul> <p><b>インフラの整備・運営・維持管理に必要な人材育成・活用のための仕組みづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海事分野における船員養成機関の教員招聘、建設分野における技能実習生・建設就労者に対する教育・訓練プログラムの構築等を実施</li> <li>道路分野では、技術協力プロジェクト、研修事業、留学生事業を戦略的に実施するアセットマネジメント中核人材育成プログラムを策定し、平成 29 年度から東南アジアで開始予定。</li> <li>インドの高速鉄道分野では、本邦でのインド鉄道省若手職員研修を実施したほか、今後現地での研修所の設立等を支援予定</li> </ul>	<p><b>【フランス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フランス国鉄 SNCF が、トップマネジメント層やエンジニアを長期間派遣し、現地エンジニアの教育を実施</li> </ul>
プロセスの強化	<p><b>&lt;国家プロジェクトとしての相手国政府へのコミットメント&gt;</b></p> <p><b>トップセールス、トップクレーム</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総理・関係の外国訪問</li> <li>相手国や関係分野に知悉した議員連盟の活動等の議員外交との連携強化</li> <li>政府間協議を活用した相手国政府に起因するリスクを軽減する具体的な申し入れ等のトップクレームの実施</li> </ul> <p><b>政策対話</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設分野 (ベトナム、ミャンマー、シンガポール) 等において、我が国技術のアピールのための政策対話を実施</li> </ul> <p><b>日本のインフラ視察</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要人の訪日機会を活用したインフラの視察等による PR を実施</li> <li>各国駐日大使等を対象に、我が国の「質の高いインフラ」の事例や関連技術等を視察する「シティ・ツアー」等の開催</li> </ul>	<p><b>【フランス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大統領・首相が軍事面・文化面の支援・協力を提案しながらトップセールスを展開</li> </ul> <p><b>【ドイツ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大使館の貿易部や大臣等が外遊した際に政策支援や意見交換を通じて、相手国への働きかけを実施</li> </ul> <p><b>【韓国】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財閥出身の大臣が財閥を代表して営業活動を行うなど、官民一体のトップセールスを実施</li> </ul> <p><b>【中国】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>首相、国家指導者が相手国の首脳と直接会談し、即断即決できる体制を構築</li> <li>また、「2017 年 5 月までに 68 の国・国際機関と何らかの一帯一路協力協定を交わす」など、多数の国との協力関係構築を実施</li> </ul>
	<p><b>&lt;技術等が適性に評価される環境の整備&gt;</b></p> <p><b>投資環境・制度整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投資環境整備</li> <li>法制度整備支援</li> </ul> <p><b>国際標準等の策定主導・国際整合化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境ラベル等の国際整合化に係る業界・企業のニーズ調査、基準の国際整合化状況の調査を行うとともに、技術・製品等の普及促進に向けて、有識者から意見を伺い、推進検討。</li> <li>国際海事機関 (IMO) において、我が国主導の下、各船舶に燃料消費実績報告制度を採択するとともに、IMO における包括的な GHG 削減戦略を策定するためのロードマップを合意。</li> </ul> <p><b>技術支援・セミナー等による日本の技術への理解醸成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災協働対話の展開や、JICA の防災関連案件に対する技術的な助言等を通じ、案件発掘・形成を推進</li> <li>高速鉄道をはじめ、都市鉄道、交通系 IC カードなど「日本方式」の鉄道技術の普及に向けた啓発活動や協力活動</li> </ul> <p><b>相手国における人材育成支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の技術やノウハウが適性に評価されること等を目的として、人材育成や実証事業を通じ、省エネ・環境等に関する我が国の制度・システム等の導入等を支援</li> </ul>	<p><b>【米国】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貿易開発庁 (USTDA) が「ベストバリュー」や「ライフサイクルコスト」のコンセプトを調達手続きに織り込む手法やメリットを政府担当者に教育</li> <li>USITA (商務省国際貿易局) が展示会を開催</li> <li>USTDA (貿易開発庁) が逆使節団や米国企業と海外の政府関係者を対象とするワークショップを開催</li> </ul> <p><b>【シンガポール】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界銀行等の国際機関と連携し、イベントの共催やインフラハブを設置</li> <li>政府主導により、中国-天津エコシティプロジェクトのような、ショーケースとなる事例を組成</li> </ul> <p><b>【韓国】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インフラ開発事業への民間投資を促す自国制度をモデルとした、民間資本に関する事業制度の整備をアジアおよび中央アジア諸国で実施</li> <li>知識集約型の経済協力プログラム (Knowledge Sharing Program (KSP)) により韓国が経済発展過程で得た開発に関するノウハウをパートナー国と共有するとともに、相手国のニーズに適合した包括的な政策コンサルテーションを実施</li> </ul>
	<p><b>&lt;省庁間・官民連携推進&gt;</b></p> <p><b>経協インフラ戦略会議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経協インフラ戦略会議等を活用して、重要プロジェクトを選択し、官民協力を民の協力を得ながら迅速に進め、その工程管理を同会議等で行う</li> <li>重点国タスクフォースを創設し、司令塔機能、府省関連連携、産官学による情報分析・案件発掘・戦略策定等を実施 (重要国・案件に応じてタスクフォースを設置し、関係省庁間や官民で連携し、案件発掘や受注に向けた取り組みを推進。また、経協インフラ戦略会議では、重点国・地域としてアフリカ</li> </ul> <p><b>現地の支援体制・連携強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在外公館における現地 ODA タスクフォースの強化</li> <li>在外公館や JETRO・JICA 等の関係機関の現地事務所、関連企業の連携を強化</li> </ul>	<p><b>【フランス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係省庁の連携を強化するため、国際契約の入札のための関係省庁委員会 (CIACI) を設置</li> </ul> <p><b>【英国】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外の大規模プロジェクトの獲得を目指すべく、「チーム UK」と「IELF (インフラ輸出リーダーシップフォーラム)」を新設</li> </ul> <p><b>【米国】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米国政府における輸出促進の枠組構築、金融施策、様々な政府機能による横断的な輸出促進戦略の調整を担うことを目的とした、さまざまな省庁、および行政機関・意思決定機関で構成される貿易促進調整委員会 (TPCC) を設置</li> <li>米国の輸出促進の施策について協議する輸出促進閣僚会議 (EPC) を設置</li> </ul> <p><b>【シンガポール】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産学官からのアドバイザーを有する研究・(他国への) アドバイザリー機関である Center for Livable Cities など、都市輸出を専門に扱う機関を設置して都市ソリューションの輸出を推進</li> <li>経済政策を決定する未来経済委員会の構成員の半数は民間企業であるなど、重要なアクターである民間企業が政策決定に関与</li> </ul>
	<p><b>&lt;インフラ輸出を担う人材の育成&gt;</b></p> <p><b>下水道分野における地方公共団体の人材育成促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道分野における本邦企業の海外進出に当たって重要な役割を担う地方公共団体の人材育成のため、水環境ソリューションハブを通じ、情報・知見の共有を促進。</li> </ul>	<p><b>【韓国】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外インフラ輸出専門人材育成のため、教育機関におけるプラント・建設関係の専門課程に予算支援を実施。就職先が決まっていない新卒者の雇用創出、在職者の職務能力の向上を図っている。海外研修事業も実施。</li> </ul>

(出典) 株式会社日本総合研究所 佐野 (2017)